

運動部活動における制限緩和に係る方針新旧対照表

(新) 令和2年7月9日版	(旧) 令和2年6月18日版
<p><活動制限緩和の予定> (一覧表へ追加) (段階)</p> <p><u>※ただし、相手側の県の緩和状況を確認し認められる場合のみ許可する。また、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」に遠征等をする場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。</u></p> <p>(期日) <u>7月13日(月)</u></p>	
<p><活動内容についての留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず週休日のどちらか1日を休養日とする。<u>ただし、大会等により週休日の両日が活動となった場合は、平日に休養日を振り替えることとする。</u> 	<p><活動内容についての留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず週休日のどちらか1日を休養日とする。
<p><練習試合及び大会参加について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外への遠征及び県内への受入れについては、中国、四国、関西とする。ただし、相手側の県の緩和状況を確認し認められる場合のみ許可する。また、県が設定する「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」「感染警戒地域」に遠征等をする場合には、感染予防に万全の注意を払うこと。</u> 	<p><練習試合及び大会参加について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外への遠征及び県内への受入れについては、中国五県において許可する。ただし、相手側の県の緩和状況を確認し、認められる場合のみ実施できる。</u>